

健康いきいき ～ハラスメントの防止対策について～

職場におけるハラスメント防止の周知のため、改めて指針が発表されました

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

この方針の対象は、各社の正社員、嘱託社員、パート・アルバイトなど働いている方すべて、また、お客さま、取引先の社員の方などを含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返りハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。（『指針』抜粋）

主なハラスメントは、つぎの通りです

① セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的言動で、それによって業務遂行上、一定の不利益を与えるもの、または就業環境を悪化させる行為。

② パワーハラスメント

職場において、職権等の力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的又は身体的苦痛を与えることにより、就業環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与える行為。

③ マタニティハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行う行為。

④ パタニティハラスメント

男性の育休取得や育児のための短時間勤務等を妨げるなど、男性が育児を通して父性を発揮する機会や権利を職場の上位者や同僚が侵害する言動をいう行為。

相談および苦情処理の窓口

相談窓口は各拠点長になります。

代表窓口は以下の通りです。

▶人事労務課 新聞(女性)

T E L:080-5734-0552

E-mail: aya.n@tohoku-denka.co.jp

▶人事労務課 村井(男性)

T E L:080-6033-8552

E-mail: t.murai@tohoku-denka.co.jp

相談および苦情への対応にあたっては、関係者のプライバシーが保護されるとともに、相談をしたこと、または事実関係の確認に協力したことなどを理由として、不利益な取り扱いはいりません。

実施スケジュール



※アルコール検知器の使用
(10月1日以降義務化)

□ 酒気帯びチェック記録簿に記録
(1年保存)

□ 顔色、息のにおい、声の調子、
飲酒の有無

□ 安全運転管理者が目視により確認

□ 運転前と運転後

▼ チェック内容

事業所の飲酒運転を根絶

▼ 目的



令和4年
4月より

『アルコールチェックの義務化』スタート

「飲酒運転事故」は経営をゆるがす重大な脅威



飲酒運転の行政処分

	酒気帯び運転		酒酔い運転
	0.15～0.25mg	0.25mg以上	
違反点数	13点	25点	35点
行政処分	免許停止	免許取消	免許取消
期 間	90日間停止	2年間免許取得不可	3年間免許取得不可

※酒気帯び運転:
呼吸中アルコール濃度が1リットルあたり0.15mg以上含まれる状態で運転すること。
3年以下の懲役、
または50万円以下の罰金

※酒酔い運転:
アルコール濃度の検知値に關係なく、酒に酔った状態で運転が困難だと思われる状態で運転すること。
5年以下の懲役、
または100万円以下の罰金

▼ 酒気帯びチェックを怠った場合

「違反運転の下令・容認の禁止」が適用
最長6ヶ月間、飲酒運転が行われた自動車の使用が禁止される